

令和８年度における独立行政法人福祉医療機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月２１日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和８年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１ 中小企業・小規模事業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者（官公需法第２条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）へのさらなる配慮が必要であることから、機構は、令和８年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が２４．５％、金額が約７億８千万円（いずれも前年度の実績）を上回るよう努めるものとする。

２ 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度の実績である０．１％を上回るよう努めるものとする。

第２ 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

１ 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成１２年１０月１０日府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、調達案件に応じて、入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力的な運用を行うことにより、技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会を増大させるものとし、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式を積極的に活用するものとする。

２ 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

大阪支店において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

3 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

4 全省庁統一資格の等級に関する配慮

一括調達又は共同調達による競争参加資格の設定に際しては、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

5 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

発注内容を踏まえて必要に応じ、価格以外の要素を適切に評価するために総合評価落札方式を活用することとし、その前提として、品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

6 分離・分割発注における事例の活用

物品や役務等の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）し、資すると認められた場合は分離・分割発注を確実に実施するものとする。

7 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

予定価格を作成する際には、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・市場調査の結果等の最新の実勢価格
- ・契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金額の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者

負担分)を含む)の価格変動

・消費税及び地方消費税の負担等

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。

8 適正な納期・工期の設定

物品等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、調達予定情報の公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

9 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額も含めた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額の人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、年度途中に最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改訂後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

また、契約締結後において、最低賃金額の改定により契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、双方協議の上、適切な価格での契約変更を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。なお、契約変更の必要性の確認に当たっては、例えば受注者に対して、当該契約の労働者の賃金を示す資料の提出を求めるなどして、確認を行うものとする。

10 低入札価格調査制度の適切な活用等

適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

また、低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に

応じない場合又は不十分な場合には落札者としがない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。

低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認し、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないように取り扱うものとする。

1 1 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との契約において、契約における支払いまでの資金繰りの観点から、債権の譲渡が必要と認められる場合は、改正民法第466条第2項において、「発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないこと」とされた点にも留意の上、適切に対応を行うこと。

1 2 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。加えて、契約に当たっては、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無にかかわらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

1 3 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

物件及び役務の契約における対応に当たっては、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約も含め、

契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約も含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定にならないように迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

1 4 官公需に関する相談体制の整備

経理部会計課を「官公需相談窓口」とし、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な助言に努めるものとする。

1 5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

1 6 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務等の発注に当たっては、上記15と同様の配慮に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

（1）過去の実績を過度に求めない運用

役務等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目の設定に際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

（２）競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

（３）見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約を行う際は、契約の内容等を踏まえ、契約の履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

（４）新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

２ 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第４ 前３号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

１ 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての部署（本部及び大阪支店）に適用する。

２ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、次のとおり推進体制を整備し、第１の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報収集を行うほか、必要に応じて、改善策を検討する。

総括責任者：経理部長

副総括責任者：経理部会計課長

事務局 : 経理部会計課

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。